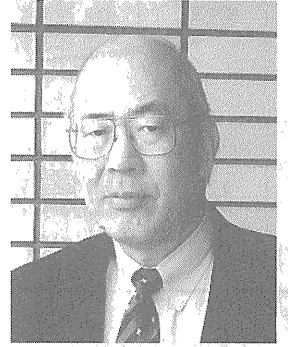


巻頭言

巨大地震対策

土岐 憲三



先般、日本、韓国、台湾、シンガポール、タイの代表的な大学の工学系の研究者が集まる国際会議があったが、そこでのセッションの一つが学生の教育に関することであった。土木に良い学生が集まらないという日本と同じことが国が違っても起きていることが報告され、対策が論議された。ただ日本と事情が違ったのは、台湾では1999年の集集地震の後、建築や土木を希望する学生が急増したとのことであったが、1995年の兵庫県南部地震後に建設系を希望する学生が増えたという話は聞いたことが無い。

学生に土木が人気がないのが、土木をめぐる社会的な状況の変化が世界的な規模で進んでいることにあるとすれば、世界の流れに竿さしても抵抗が大きくて得るものは少ないであろう。外の状況、特に社会経済的な状況が変化している中で、自分たちだけは変わらないというのでは、益々難しい状況になるのは自明であろう。社会が変わるのであれば自分たちも変えてゆかねばならないのであろう。

では、何をどう変えるのか。すぐには答えは出てこないであろう。しかし直ぐにできることもある。それは新しい分野を開いてゆくことである。それも誰かがやってくれるのを待っていたのではいけない。めいめいが自分のこととして自分で道を開いてゆかねばならない。また、今何かを始めたからといって直ぐに効果が出るというものでもないであろう。将来大きくなるであろう分野を今から少しずつ掘り起こして行くしかないのではないだろうか。

その一つが防災対策である。今年度も補正予算が行われるかどうかは分からないが、行うとしたら防災対策というのが政府筋の考えであるとの報道も行われている。一方、東海、東南海、南海地震が今世紀半ばまでには間違いなく起こると言っているが、これに対しての備えをしておくべきことは法律にも定められているところである。これらの三つの地震が同時に起きる可能性が高いが、この場合には国家予算に匹敵する70~80兆円程度の被害の出ることが予測されており、

1995年の阪神淡路大震災における10兆円とは大きな開きがある。事前に対策をとっておくことで、その何倍もの被害を防ぐことができるのである。東海地震に対しては大規模震災特別措置法が昭和53年に施行されており、これで強化地域に指定された自治体は事前に対策を講じなければならないことになっている。一方、本年7月には東南海・南海地震対策特別措置法が施行され、本年12月には推進地域が指定されることになっている。

東海地震では断層の震源域が駿河湾や御前崎沖の海底のみならず陸域にまで達することから、1995年阪神淡路大震災時の震災の帯といわれた震度7に達する地域が東海地方の相当広い範囲に広がるのが懸念されている。一方、東南海・南海地震では駿河湾から九州にいたる極めて広い範囲が高い津波に襲われることが予想されている。特に土佐湾では足摺岬から室戸岬にいたる広い範囲が10m~12mに達する大津波に襲われる可能性が高い。この高さの津波から身を守るためには、全員が3階建てのビルの屋上より高い場所に避難するしかないのである。これができなければ必ず津波にさらわれることを覚悟しなければならない。人命は避難することによって守れたとしても、このような津波の破壊力から町や地域を守ることには相当な困難を伴う。現在の防災技術や防災計画ではこうした災害に対する方策は目処が立たない。どのような方策を立てれば、このような広範囲にわたる災害から人命や財産を守ることができるのであろうか。

数十年以内には必ずやって来る災害に対して、手を拱いているわけには行かない。必ずや何らかの巨大対策を進める必要があるのであり、ここにこそ現在の元気がない建設関係の分野が果たすべき責務があると同時に、これまで蓄えてきた技術を展開する場が開かれているのではないだろうか。